

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第7条第5項
処分の概要：許可証の書換え
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 古物営業法施行規則第5条第9項、第10項、第4条第2項（許可証の書換えの申請）
審査基準： 法令の定めによくされている。
標準処理期間： 14日
申請先： 主たる営業所（営業所のない者にあつては住所又は居所。）又は古物市場を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口にご提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 (電話011-251-0110) 主たる営業所又は古物市場を管轄する各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 (管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）) (管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）) (管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）) (管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110）)
備考：